

固定資産評価審査委員会

高知市公文書管理委員会 第4回会議
 令和6年2月15日(木)
 配布資料 ③

質問事項等取りまとめ

連番	発信日	発信者	連絡	区分	ページ	条項等	該当部分	発信内容	実施機関及び事務局からの回答等	変更した内容		
										区分	ページ	条項等
1	1/15	西森委員	メール	規程	1	第2条	(総括文書管理者) 第2条 事務局に総括文書管理者を置く。	農業委員会では、「農業委員会」とされていますが、固定資産評価審査委員会では「事務局」と規定されるのはなぜか。	現任の高知市固定資産評価審査委員会規程第5条に「委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。」とありますので、事務局と記載しました。			
2	1/15	西森委員	メール	規程	1	第4条 第2項	2 公文書の作成に用いる文の用字、用語、形式等については、高知市公文規程(昭和62年庁達第13号)の例による。	農業委員会にはこの規定がないが、この委員会で規定されているのはなぜか。	高知市公文書管理規程とセットで記載が必要と考えました。			